

平成18年 月 日

株 主 各 位

広島県福山市王子町一丁目3番5号

青山商事株式会社

代表取締役社長 青 山 理

第42回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成18年6月29日開催の当社第42回定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項 1. 第42期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について
2. 第42期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告について
- 本件は、上記1及び2について報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 第42期利益処分案承認について
本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき45円と決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更について
本件は、原案どおり承認可決されました。
(定款変更事項は後記掲載のとおりであります。)
- 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給について
本件は、原案どおり承認可決され、贈呈の時期は退任時とすることとし、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することとされました。

- 第4号議案 取締役の報酬額改定について
本件は、原案どおりその報酬額を年額6億円以内とし、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとするに承認可決されました。
- 第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の発行について
本件は、原案どおり承認可決され、会社法第236条、同第238条及び同第239条の規定に基づき当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権1,215個を上限に発行できるようになりました。

以上

お知らせ

第42期利益配当金のお支払いについて

第42期利益配当金は、1株につき45円でございます。

平成18年6月30日から次のとおりお支払いいたします。

- (1) 振込による配当金のお受け取りをご指定いただいている方には、別便にて郵送しております「利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」の内容をご確認ください。
 - (2) 振込による配当金のお受け取りをご指定されていない方は、平成18年6月30日から平成18年7月31日までの間に、別便にて郵送しております「郵便振替支払通知書」により、最寄りの郵便局においてお受け取りください。
なお、お受け取りの際は、「郵便振替支払通知書」裏面のご注意書をご覧ください。
- (注) 配当金のお受け取りは、銀行等の預金口座及び郵便貯金口座（通常貯金）への振込みが可能となっておりますので、お知らせ申し上げます。

振込による配当金のお受け取りをご希望の場合は、別便にて郵送しております「配当金振込指定書」に必要事項をご記入いただき、お届出印をご押印のうえ、住友信託銀行株式会社 証券代行部宛ご提出ください。

なお、ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

記

電話照会先：住友信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-176-417

以上

利益配当金のお支払いについて

第42期利益配当金に関する書類につきましては、別便にてご郵送しておりますので、ご確認ください。

定款一部変更内容

現行定款を次のとおり改定いたしました。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 (目的) 第 2 条 (本店の所在地) 第 3 条	(商号) 第 1 条 (目的) 第 2 条 (本店の所在地) 第 3 条
} 条文省略 } 新設	} 現行どおり }
	<u>(機関の設置)</u> <u>第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
<u>(公告の方法)</u> 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。	<u>(公告の方法)</u> 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>(発行する株式の総数)</u> 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、174,641,100株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	<u>(発行可能株式総数)</u> 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、174,641,100株とする。
新設	
<u>(自己株式の取得)</u> 第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	<u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。 削除

変 更 前	変 更 後
<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式の数は、<u>100株とする。</u></p> <p>2 当会社は、<u>1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当会社の<u>単元株式数</u>は100株とする。</p> <p>2 当会社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当会社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: right;">削除</p> <p style="text-align: right;">削除</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類、<u>株券の名義書換、実質株主名簿への記載、質権の登録、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行並びに単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録、その他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、<u>株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り及び買増請求の取扱い、その他株式に関する諸手続及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。</u>以下同じ。）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求（以下、買増請求という。）することができる。</u></p> <p>ただし、買増請求があるときに、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求（以下、買増請求という。）することができる。</u></p> <p>ただし、買増請求があるときに、当会社が売り渡す数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。</p> <p>(<u>単元未満株主の権利</u>)</p> <p>第12条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第11条 当会社は、<u>毎営業年度末の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要あるときはあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(株主総会の招集時期及び招集者)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第13条 条文省略</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を<u>証</u>する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(株主総会の招集時期及び招集権者)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要</u>に応じ随時招集する。</p> <p>2 現行どおり</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第15条 現行どおり</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 現行どおり</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を<u>証明</u>する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

変 更 前	変 更 後
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第16条 条文省略	第18条 現行どおり
(取締役の選任の方法)	(取締役の選任の方法)
第17条 <u>当会社の取締役は、株主総会においてこれを選任する。</u>	第19条 削除
2 取締役の選任の決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u> が出席し、 <u>その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとする。</u>	取締役の選任は、 <u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとする。</u>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第18条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	第20条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第19条 <u>取締役会の決議により、代表取締役若干名を選任する。</u>	第21条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u>
2 <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役の中から取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名選任することができる。</u>	2 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役の中から取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。</u>
3 取締役社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する。	3 現行どおり
(名誉会長・相談役・顧問)	(名誉会長・相談役・顧問)
第20条 <u>取締役会の決議により名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。</u>	第22条 <u>取締役会は、その決議によって、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の招集及び議長) 第21条</p> <p>(取締役会規則) 第22条</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条</p> <p>(取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもってこれを</u>行う。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第23条</p> <p>(取締役会規則) 第24条</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって</u>行う。</p> <p>2 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="202 177 482 201">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="138 240 286 264">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="138 272 385 296">第26条 条文省略</p> <p data-bbox="138 320 329 344">(監査役選任の方法)</p> <p data-bbox="138 352 546 408">第27条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p data-bbox="161 416 546 536">2 <u>監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="138 624 286 647">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="138 655 546 807">第28条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p> <p data-bbox="138 863 264 887">(常任監査役)</p> <p data-bbox="138 895 546 983">第29条 <u>監査役の互選により、常任監査役若干名を選任することができる。常任監査役は常勤とする。</u></p> <p data-bbox="138 1007 241 1031">(監査役会)</p> <p data-bbox="138 1038 385 1062">第30条 条文省略</p> <p data-bbox="138 1086 309 1110">(監査役の報酬等)</p> <p data-bbox="138 1118 546 1206">第31条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p data-bbox="318 1222 365 1246">新設</p>	<p data-bbox="636 177 916 201">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="572 240 720 264">(監査役の員数)</p> <p data-bbox="572 272 827 296">第30条 現行どおり</p> <p data-bbox="572 320 762 344">(監査役選任の方法)</p> <p data-bbox="572 352 798 376">第31条 削除</p> <p data-bbox="636 416 983 600"><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="572 624 720 647">(監査役の任期)</p> <p data-bbox="572 655 983 839">第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p> <p data-bbox="572 863 697 887">(常任監査役)</p> <p data-bbox="572 895 983 983">第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常任監査役若干名を選定することができる。常任監査役は常勤とする。</u></p> <p data-bbox="572 1007 675 1031">(監査役会)</p> <p data-bbox="572 1038 827 1062">第34条 現行どおり</p> <p data-bbox="572 1086 742 1110">(監査役の報酬等)</p> <p data-bbox="572 1118 983 1174">第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="572 1222 762 1246">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="572 1254 983 1437">第36条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>新設</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p>新設</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>新設</p>	<p><u>(会計監査人選任の方法)</u> <u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>新設</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u> <u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p><u>(営業年度及び決算期)</u> <u>第32条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日をもって決算期とする。</u></p>	<p><u>(事業年度)</u> <u>第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p><u>(利益配当金及び中間配当)</u> <u>第33条 当社の利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対してこれを支払う。</u> <u>2 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当という。)を行うことができる。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、期末配当という)を支払う。</u> <u>2 当社は前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">新設</p> <p>(除斥期間) 第34条 <u>利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払の配当金には、利息を付けないものとする。</p>	<p>(自己株式の取得) 第42条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 現行どおり</p>